いすみ市振り込め詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　市長は、振り込め詐欺の被害の防止を図り、もって市民の財産を守ることを目的として、振り込め詐欺対策電話機等（振り込め詐欺等の対策のために開発された自動応答録音装置機能を備えた電話機及び機器をいう。以下同じ。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

　（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

　(１)　本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者であること。

　(２)　市内の事業者から振り込め詐欺対策電話機等を購入した者であること。

　(３)　市税等の滞納がない者であること。

(４)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員でない者。

　（補助対象経費等）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、振り込め詐欺対策電話機等の購入に要する費用とする。

２　補助金の交付は、１世帯につき１回を限度とする。

　（補助金の額）

第４条　補助金の額は、対象経費の２分の１以内の額とし、5,000円を上限とする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

　（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、いすみ市振り込め詐欺対策電話機等購入費補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　(１)　申請者が購入した振り込め詐欺対策電話機等のメーカー、品名、品番及び購入日の記載された領収書

　(２)　当該振り込め詐欺対策電話機等の性能が確認できるカタログ、説明書等

　（交付の決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、いすみ市振り込め詐欺対策電話機等購入費補助金交付（不交付）決定通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

　（交付の請求）

第７条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、いすみ市振り込め詐欺対策電話機等購入費補助金交付請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

　（補助金の返還等）

第８条　市長は、申請者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めることができる。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和元年10月１日から施行し、同日以後に購入した振り込め詐欺対策電話機等に係る経費について適用する。

　（失効）

２　この告示は、令和４年９月30日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者については、同日後も、なおその効力を有する。